

国教総収第246号  
令和4年3月22日

国立市立国立第二中学校 P T A  
会長 様

国立市教育委員会  
教育長 雨宮

要望書（回答）



令和3年12月1日付けで提出された要望について、以下のとおり回答します。

記

### 1. スプリンクラーの設置について

校庭の砂が舞いやすく、風が特に強い日には散水機を使用していましたが、散水する都度、ホースを接続しなくてはならず、その準備も含め散水に時間を要し、人手も必要になることからスプリンクラーの設置を要望します。

（回答）市としましても抜本的な整備が必要であると認識しております。令和2年度までは毎年予算要求を行っておりましたが、厳しい財政状況の中、優先すべき課題が山積しており、事業採択に至っておりません。なお、令和4年度予算につきましては、令和3年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症による影響が顕在化しているため、スプリンクラーを含む校庭整備に関する予算要望は見送り、令和5年度以降で検討してまいります。

（建築営繕課）

### 2. 通学路の安全確保について

添付した資料の危険個所①から⑦までについて、改善を要望します。

特に⑦については強く要望します。生徒の登校時間帯にここは多くの生徒が通過し道路が狭いため車道に入ることがあります。ガードレールの設置が望ましいところですが、法的にできることであれば登校時間帯の車の通行制限等安全確保のための措置を要望します。

①矢川三丁目

横断歩道が半分消えている。道路標識が矢川三丁目なのに矢川二丁目になっている。

(回答) 横断歩道については引き直しの管轄が警察となるため、立川警察署へ引き直しの要望をお伝えいたしました。また、信号上の表記については現場を確認したところ、該当箇所は既に矢川三丁目と修正されておりました。

#### ②横断歩道の白線

横断歩道の白線がほとんど見えない。この横の交差点で、小学生の子どもが“止まれ”を無視して自転車で突っ走る様子を時々見る。

(回答) 立川警察署に確認したところ、該当箇所にあった横断歩道は現在存在しないため、塗り直し等は行っていないとのことです。また、近くの第六小学校においても3年生を対象に毎年自転車教室実施しておりますが、中学校や各ご家庭におかれましてもご指導いただきますようお願ひいたします。

#### ③青柳交差点

何年も言われていることですが、甲州街道の「青柳」交差点が非常に危険。自動販売機とガソリンスタンドののぼり等で見通しが悪い。東西にわたる歩行者信号、南北に対する車両信号がないため、南から北上してくる車両が常に一時停止線を越え、歩行者・自転車の通行の妨げになっている。二人、車にはねられています。

(回答) 現場を確認したところ、一時停止の路面標示も薄れておらず、看板等も設置可能な箇所がないため、立川警察署に取り締まりの要請をさせていただきました。

#### ④見通しの悪い三差路

国立六小から東京女子体育大学に続く道の途中にある三差路（旧ほくしん工場付近）は、大変見通しが悪く、自転車と車がぶつかる事故を目撃したことがあります。私が車を運転しているときに、ミラーを見づらいと感じました。注意喚起の看板が立ててあるのですが、あまり目に入りません。改善点があるのでは、と思います。

(回答) こちらのカーブミラーは、もう一方の交わる道路側との見え方の兼ね合いから、調整は難しい状況です。カーブミラーはあくまで運転の際の補助器具であるため、目視による直接の確認をお願いしております。

#### ⑤細く急な坂道

矢川駅から西国方面へ三つ目の踏切から甲州街道方面へ向かう道路は、細いえに急な坂道なので、特に、二中からの下校時、スピードを出した自転車に背後から追突されそうで危険に感じます。

(回答) こちらの道路については、すでに注意喚起の電柱ステッカーを貼らせていただきおり、現場も確認しましたがこれ以上の注意喚起等を行うことは難しい状況です。

#### ⑥さくら通りの街路樹

さくら通りの街路樹や下の植木が張り出していて、自転車や人とすれ違う時に通りに  
くいです。

(回答) 自転車は車道を走行（自転車道や自転車レーンがるときはそちらを走行）してい  
ただくことが原則となります。こちらについては、現地の看板や市報においても啓  
発を行っておりますが、今後も引き続き啓発を行ってまいります。

#### ⑦幅が狭い道路

私自身が運転していて、道幅が狭いところを通学路にしている二中生の横を通る際に、  
ガードレールのようなものがあれば安心であると感じます。

(回答) 街灯道路は道幅が狭い双方向通行の道路であり、ガードレール等を設置すると車  
両の通行に支障をきたすため設置は困難と思われます。一方通行化などが対策とし  
て考えられますが、規制に関しての管轄は警察となるため立川警察署までご相談く  
ださい。

(道路交通課)

以上